

防災広場等イベント利用案内

1. 防災広場等で禁止行為を行うためには町の**後援**・**協賛**・**協力**が必要です。

主な禁止行為



火気を取り扱う行為



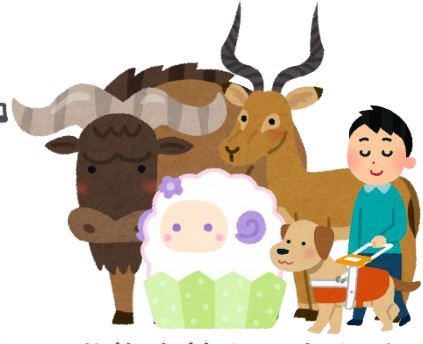
指定の喫煙所以外で喫煙する行為



施設を汚す恐れのある行為



歌や楽器の演奏など、大きな音を出す行為



動物を持ち込む行為
(補助犬などを除く)



酒類の提供及び泥酔者の発生する恐れのある行為



物品の販売など営利を目的とした行為



募金または署名を集める行為



広告、宣伝その他これらに類する行為



立札や立看板、懸垂幕を設置する行為



チラシやビラなどを配布する行為



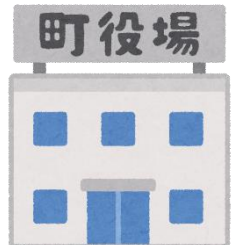
貼紙や掲示物などを掲示する行為



テントや工作物などを設置する行為



写真・ビデオ・映画などを撮影する行為



その他秩序を乱す恐れのある一切の行為

2. 防災広場等の使用申請は建設課へ**八丈町庁舎使用許可申請書**を提出して下さい。

【提出書類】

- (1) 八丈町庁舎使用許可申請書 (必須)
- (2) 使用箇所を記した図面、イベント企画書など使用内容がわかる資料 (必須)
- (3) 町の後援・協賛・協力を証明する書類の写し (禁止行為をする場合)
- (4) 使用する予定の電源の位置がわかる図面 (庁舎の電力を使用する場合)
- (5) 使用する機器等の消費電力等がわかる資料 (庁舎の電力を使用する場合)
- (6) 使用する予定の給水栓の位置がわかる図面 (庁舎の水道を使用する場合)
- (7) 使用する予定の水道量がわかる資料 (庁舎の水道を使用する場合)
- (8) ごみ庫に保管する予定のごみ量・分別方法を記した書類 (ごみ庫を使用する場合)
- (9) 行政財産使用料減免申請書 (様式任意。減免事由に該当する場合)

【提出窓口】

八丈町建設課管財係 (庁舎 2 F 東側窓口) ☎04996-2-1124 ㊟04996-2-4824

(注意) 使用開始前までに公用車移動の呼び掛けは行いますが、第三者による無断駐車等の理由により、車両が防災広場内に残っている場合があります。防災広場の完全な使用について、建設課は責任を負いません。封鎖等による対策については後援・協力課等と相談の上、使用者が講じて下さい。

3. 施設使用料は、**八丈町行政財産使用料条例**に基づいて算定されます。

- 八丈町が**後援、協賛**する場合は、**減免の申請**をすることができます（協力を除く）。後援や協賛、協力を得るために必要な手続については、開催しようとするイベントの内容に関連しそうな八丈町の各部署へご相談ください。

4. 庁舎の電気・水道・ごみ庫を使用する場合は、**1か月前まで**の申請が必要です。

【光熱水費相当額について】

- 庁舎の電源や水道を使用するときは、**光熱水費相当額**の納付が必要です。
- 光熱水費相当額は、使用者からの提出書類に基づいて算定します。
- 算定した光熱水費相当額と実際の使用量に大きな開きがあるときは、追加の費用を請求する場合があります。



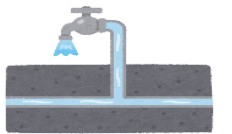
【庁舎電気の使用について】

- 提出書類の不備などにより光熱水費相当額の算定ができないとき、または施設の保安回路などに影響があるときは、庁舎の電気の使用は認められません。
- 許可を得ず庁舎の電気を使用したときは、警察に通報します。
- ホールまたは厨房の使用承認を得ている場合であって、施設管理課の許可がある場合にホールまたは厨房の電源を通常使用するときは、光熱水費相当額（電気料）は不要です。



【庁舎水道の使用について】

- 提出書類の不備などにより光熱水費相当額の算定ができないとき、または施設の設備や周辺環境に影響を与える可能性のあるときは、庁舎の水道の使用は認められません。
- 許可を得ず庁舎の水道を使用したときは、警察に通報します。
- 厨房の使用承認を得ている場合であって、施設管理課の許可がある場合に厨房の水道を通常使用するときは、光熱水費相当額（水道料）は不要です。



【ごみ庫の使用について】

- イベントなどで生じたごみは、**排出者責任が原則**です。使用者の責任で使用者自身がクリーンセンターまたは南原処理場へ持ち込んで下さい。
- 町の後援、協賛、協力のある場合は、庁舎のごみ庫に一時的に保管することができます（施設容量に余裕がある場合のみ）。
※危険物・有害ごみ・産業廃棄物は保管できません。
- ごみ庫を使用する際の施設使用料は、八丈町行政財産使用料条例に基づいて算定されます。



5. 防災広場の目的外使用にかかる適用表

	単 独 使 用	町 関 連 使 用			ホール一体利用 (閉庁時・駐車場用途)
		後援	協賛	協力	
施設使用料	有償	有償 (減免有)	有償 (減免有)	有償	無償 (開庁時は有償)
光熱水費相当額	有償	有償 (減免有)	有償 (減免有)	有償	—
禁止行為の許可	×	○	○	○	×